

ID: 389

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習・文化財課

|  |  |         |       |
|--|--|---------|-------|
| 処分の概要  | 公開の許可                                  |         |       |
| 例規名<br>根拠条項  | 長門市文化財保護条例 第33条第1項(第37条において準用する場合を含む。) |         |       |
| 例規番号   | 平成17年条例第187号                           |         |       |
| <p><b>【根拠条文】</b><br/>(公開の申請)</p> <p>第33条 市指定文化財の所有者及び管理団体以外の者でその主催する展覧会その他催し(以下「展覧会等」という。)において当該文化財を公衆の観覧に供しようとするものは、展覧会等の最初の日の2週間前までに、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、第31条の規定による公開若しくは出品をするとき、又は前項の規定による申請があったときは、当該文化財の公開等に関し必要な指示をするとともに、その管理について指揮監督することができる。</p> <p><b>【基準】</b><br/>根拠条文に同じ。</p> |  |         |       |
| 標準処理期間   | 15日                                    |         |       |
| 備考   |  |         |       |
| 設定年月日  | 平成27年5月7日                              | 最終変更年月日 | 年 月 日 |